

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則……………（税務課）	13
訓 令	
○北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令……………（総務部総務課）	13
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課）	18
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	18
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	18
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	18
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	19
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	20
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	20
道競馬事務所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	20
道企業管理規程	
○ポンテシオダム管理規程の一部を改正する規程……………	21
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	21

規 則
北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年6月8日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第65号
北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則 次に掲げる規則の規定中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形

の基準割引率」に改める。

- (1) 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）別記第14号様式その1（裏）注意2の事項、同様式その2（裏）注意2の事項、同様式その3（裏）注意2の事項、同様式その4（裏）注意2の事項、同様式その5（裏）注意2の事項、同様式その6（裏）注意2の事項、同様式その7（裏）注意2の事項、同様式その8（裏）注意2の事項、同様式その9注意2の事項、同様式その10（1葉）注意2の事項、同様式その11（裏）注意2の事項、同様式その12（裏）注意2の事項、同様式その13注意2の事項、別記第14号様式の2その1（裏）注意2の事項、同様式その2（裏）注意2の事項、同様式その3（裏）注意2の事項、同様式その4（裏）注意2の事項、別記第14号様式の3その1（1葉）注意1の事項、同様式その2（5連）（表）注意1の事項、同様式その3（1連）（裏）注意1の事項、同様式その4（裏）注意1の事項、同様式その5（裏）注意1の事項、同様式その6（1連）（裏）注意1の事項、別記第48号様式の3その1（裏）注意3の事項、別記第57号様式の2の2注意2の事項、別記第58号様式の2の5その1注意2の事項、別記第62号様式（裏）注意2の事項、別記第66号様式の4その1（表）注意2の事項及び同様式その2注意2の事項
- (2) 北海道核燃料税条例施行規則（平成15年北海道規則第98号）別記第4号様式（裏）注意2の事項
- (3) 北海道循環資源利用促進税条例施行規則（平成18年北海道規則第109号）別記第18号様式その1（裏）注意2の事項

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則、北海道核燃料税条例施行規則又は北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則、北海道核燃料税条例施行規則又は北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

訓 令
北海道訓令第13号
本 庁 出 先 機 関
北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年6月8日 北海道知事 高 橋 はるみ

北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令

北海道庁用自動車管理規程（昭和43年北海道訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「並びに次条第2項及び第3項」を「及び次条第1項から第3項まで」に、「第74条の2第1項」を「第74条の3第1項」に改め、同条第2項中「第74条の2第2項」を「第74条の3第4項」に改め、同条第4項中「第74条の2第3項」を「第74条の3第5項」に、「するとともに、その旨を直ちに総務部長へ報告しなければならない」を「しなければならない」に改め、同条第5項中「第9条の13」を「第9条の10」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の3各号に掲げる自動車が当該各号に定める台数以上配置されている本庁の課等に、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者を置く。

第5条第2項中「使用の本拠を所管する本庁の課等の長が所属の」を「前項の自動車が配置されている本庁の課等の長が、当該本庁の課等に所属する」に改める。

第12条中「正副2部」を削り、「その正本を整理して保管するとともに、その副本を総務部長（本庁の部に属する出先機関の長にあっては、当該本庁の部長を経由して総務部長）に提出しなければならない」を「保管しなければならない」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第7条関係）

運行管理者				
-------	--	--	--	--

自動車配車要求書

使用予定日時	月 月	日 日	時 時	分から 分まで
運行区間	か ま		ら で	片 道 往 復
用務				
乗車者職氏名		乗 車 人 員	人	
要求課名及び担当者職氏名	(内線)			

自動車登録番号 又は車両番号		運転者級 職氏名	級
-------------------	--	-------------	---

上記のとおり配車要求します。

年 月 日

課長 様

課 長

備考 勤務の様態及び出先機関の規模により、この様式により難しい場合は、この様式に準じたものを用いても差し支えありません。

別記第2号様式（第7条、第9条関係）

運行管理者				
-------	--	--	--	--

自動車運転命令書

使用予定日時	月 月	日 日	時 時	分から 分まで
運行区間	か ま		ら で	片 道 往 復
用務				
乗車者職氏名		乗 車 人 員	人	
要求課名及び担当者職氏名	(内線)			

自動車登録番号
又は車両番号

運転者級
職氏名

級

上記のとおり自動車の運転を命令します。
年 月 日
課 長

次のとおり自動車の運転を行ったことを報告します。

運行管理者

運転者の報告

運行日時

月 日 時 分から 月 日 時まで

乗車人員

人

運行区間

から 片道復

走行実時間

時間 分

走行後

km

待 時 間

時間 分

走行前

km

運転者
職氏名

年 月 日

走行距離

km

㊦

備考 勤務の様態及び出先機関の規模により、この様式により難しい場合は、この様式に準じたものを用いても差し支えありません。

別記第3号様式（第7条、第9条関係）

自 動 車 運 行 管 理 簿

												自動車登録番号又は車両番号			
命 令			使用予定日時	運行区間	用 務	乗 車 者 職 氏 名	運 転 者 職 氏 名	運 転 者 の 報 告						備 考	
運 行 管理者								運 行 管理者			運 行 日 時	運行区間	走行距離		走 行 実 時 間
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで	走行後 km 走行前 km 走行距離 km	時間 分	時間 分	年 月 日 ㊦	
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで	走行後 km 走行前 km 走行距離 km	時間 分	時間 分	年 月 日 ㊦	
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで	走行後 km 走行前 km 走行距離 km	時間 分	時間 分	年 月 日 ㊦	
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで	走行後 km 走行前 km 走行距離 km	時間 分	時間 分	年 月 日 ㊦	
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	(往・片) から まで	走行後 km 走行前 km 走行距離 km	時間 分	時間 分	年 月 日 ㊦	

注1 備考欄には、修理、整備状況等、適宜必要事項を記載すること。
2 勤務の態様などにより、この様式により難しい場合は、この様式に準じたものを用いて差し支えありません。

別記第5号様式（第12条関係）

その1

庁用自動車管理台帳

年度

車両区分	年式	取得年月日	メーカー	車名	総排気量(cc)	自動車登録番号（車両番号）				使用燃料
						陸運名	番号	かな	番号	

所属名

昨年度末走行キロ数		昨年度末累計燃料使用量及び金額	リットル	円
本年度末走行キロ数		本年度燃料使用量及び金額	リットル	円
本年度走行キロ		合計	リットル	円

維持費							前年度末累計維持費	円
修繕料	消耗品費	手数料	車検経費	保険料	重量税	合計	本年度維持費	円
							合計	円

その2

庁用自動車管理台帳（借上車）

年度

車両区分	年式	取得年月日	メーカー	車名	総排気量(cc)	自動車登録番号（車両番号）				使用燃料
						陸運名	番号	かな	番号	

所属名

昨年度末走行キロ数		昨年度末累計燃料使用量及び金額	リットル	円
本年度末走行キロ数		本年度燃料使用量及び金額	リットル	円
本年度走行キロ		合計	リットル	円

維持費					前年度末累計維持費	円
修繕料	消耗品費	手数料	合計	本年度維持費		円
				合計		円

附 則

この訓令は、平成19年6月8日から施行する。

告

示

北海道告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

門別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 5.20	理 事	三 輪 茂	沙流郡日高町字緑町41番地の20
同	同	同	藤 原 恒 男	同 字旭町67番地の2
同	同	同	姉 川 規 晃	同 字豊田92番地2
同	同	同	坪 田 信 作	同 字豊郷258番地の4
同	同	同	奥 山 喜 義	新冠郡新冠町字大狩部246番地の3
同	同	同	坂 東 進	沙流郡日高町字清畠157番地の94
同	同	監 事	竹 島 幸 治	同 富川西1丁目3番13号
同	同	同	田 中 義 光	同 字正和237番地4
退 任	同 19. 5.19	理 事	三 輪 茂	沙流郡日高町字緑町41番地の20
同	同	同	上 田 和 弘	同 字清畠146番地
同	同	同	藤 原 恒 男	同 字旭町67番地の2
同	同	同	姉 川 規 晃	同 字豊田92番地2
同	同	同	坪 田 信 作	同 字豊郷258番地の4
同	同	同	奥 山 喜 義	新冠郡新冠町字大狩部246番地の3
同	同	監 事	竹 島 幸 治	沙流郡日高町富川西1丁目3番13号
同	同	同	田 中 義 光	同 字正和237番地4

訓子府土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 5.11	理 事	菊 池 一 春	常呂郡訓子府町字清住29番地1
同	同	同	清 井 敏 行	同 字西富100番地2
同	同	同	齋 藤 隆	同 字清住138番地
同	同	同	長谷川 喜代司	同 字実郷187番地5
同	同	同	中 田 正 美	同 字穂波161番地

同	同	同	黒 河 健 治	同	字福野272番地5
同	同	同	宮 本 憲 司	同	字日出106番地2
退 任	同 19. 5.10	同	深 見 定 雄	同	東町327番地
同	同	同	清 井 敏 行	同	字西富100番地2
同	同	同	柴 田 隆	同	字弥生144番地3
同	同	同	齋 藤 隆	同	字清住138番地
同	同	同	長谷川 喜代司	同	字実郷187番地5
同	同	同	中 田 正 美	同	字穂波161番地
同	同	同	仁 義 則 幸	同	字日出248番地

北海道告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成19. 5.17	音更町土地改良区
同 19. 5.31	渡島平野土地改良区

北海道告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（東養老牛地区農免農道整備）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道根室支庁に備え置いて、平成19年6月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成19年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釧路市阿寒町阿寒湖温泉二丁目2の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解 除 の 理 由 公共施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第426号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 上磯郡木古内町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
木古内町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
士別市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに士別市役所及び木古内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第427号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町・陸別町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
足寄町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
足寄町（次の図に示す部分に限る。）

（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を奥尻町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年農林水産省告示第715号のとおりである。

平成19年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

奥尻郡奥尻町字球浦7、8、11、217から220まで所在の森林について所有権を有する

濱 健次郎

奥尻郡奥尻町字球浦9の森林について所有権を有する

新 川 大 吉

北海道告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2	路 線 名	雄別釧路線				
3	道路の区域					
	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	釧路市阿寒町舌辛原野21線北14番2地先（河川敷地）から		前	10.86mから	786.00m	—
	釧路市阿寒町舌辛原野20線号外7番8地先まで			39.30mまで		
			後	13.76mから	786.00m	—
				43.20mまで		

道 競 馬 事 務 所 告 示

北海道競馬事務所告示第10号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年6月8日

北海道競馬事務所長 北 村 健

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 - トータリゼータシステム保守業務（地方系） 一式
 - トータリゼータシステム保守業務（中央系） 一式
 - 平成19年度北海道地方競馬開催に係る札幌競馬場（本場）及び札幌場外発売所清掃業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
 - 平成19年3月28日
 - 平成19年4月2日
 - 平成19年4月2日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ア 氏 名 トータリゼータエンジニアリング株式会社
イ 住 所 東京都品川区南大井6丁目20番14号
 - ア 氏 名 日本トータリゼータ株式会社
イ 住 所 東京都江東区永代1丁目14番5号
 - ア 氏 名 共栄商事株式会社
イ 住 所 東京都港区新橋4丁目5番4号
- 随意契約に係る契約金額
 - 78,750,000円
 - 32,487,000円
 - 39,420,100円
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

(1) 1の(1)及び(2)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

(2) 1の(3)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道競馬事務所総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業管理規程第9号

ポンテシオダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月8日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

ポンテシオダム管理規程の一部を改正する規程

ポンテシオダム管理規程（昭和59年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「天塩川発電管理事務所」を「鷹泊発電管理事務所」に改める。

第3条第1項中「天塩川発電管理事務所長」を「鷹泊発電管理事務所長」に改める。

第7条中「上川地方」を「上川北部地方又は上川中部地方」に改める。

第23条を次のように改める。

（地震発生後のダムの臨時点検及び報告）

第23条 旭川地方気象台で発表された気象庁震度階（以下「気象庁震度階」という。）が4以上である地震が発生したときは、発生後において、別表第4の1及び別表第1(3)欄の例により、臨時点検及び通報を行うとともに、地震による異常が発見された場合は、別表第4の2の様式例により報告書を提出しなければならない。

別表第4の1を次のように改める。

別表第4の1（第23条）

臨時点検については、主に目視による外観点検（以下「一次点検」という。）及び一次点検後の詳細な外観点検と計測による点検（以下「二次点検」という。）に区分する。

地震発生後にそれぞれの時点で次の事項を電話等により速やかに報告すること。

I）地震発生後おおむね1時間以内

a）地震発生時間と最大加速度又は気象庁震度階

b）臨時点検対象ダム名

II）地震発生後おおむね3時間以内

a）一次点検結果

b）二次点検実施の有無及び実施時期

III）地震発生後おおむね24時間以内

a）二次点検を実施した場合は、その結果。ただし、気象庁震度階が4である地震の場合において、一次点検の結果、被災が確認されないときは、二次点検の実施を省略できるものとする。また、気象庁震度階が5弱以上である地震の場合には、速やかに一次点検及び二次点検を実施し、被害の状況を把握するものとするが、二次点検の実施が夜間に及ぶ場合には、一次点検において、被災が確認されない場合に限り、地震後の出水の可能性等に配慮しつつ、即時点検の必要性や夜間視認の不確実性を考慮の上、二次点検を翌日の早朝に実施することができるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第78号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年6月8日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 随意契約に係る物品等の名称

5型カード基体 400枚×3入

5型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種

5型プリンタヘッド

吸気フィルター 大

吸気フィルター 小

ゴミ取りローラー

搬送ローラー

ヒートローラー 上

ヒートローラー 下

D Uブッシュ付ブラケットハウジング 2個組

1箱あたりの単価

1箱あたりの単価

1個あたりの単価

1個あたりの単価

1個あたりの単価

1個あたりの単価

1個あたりの単価

1個あたりの単価

1個あたりの単価

1組あたりの単価

ハロゲンランプ	1 個あたりの単価	真空パッド 5 個組	1 組あたり 7,500円
温度センサー	1 個あたりの単価	5 契約の相手方を決定した手続	
真空パッド 5 個組	1 組あたりの単価	随意契約	
(2) 数量（調達数量）		6 随意契約によった理由	
5 型カード基体 400枚 3 入	459箱	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。	
5 型高速型用リボン 2,000枚×1 入×7 種	276箱	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
5 型プリンタヘッド	63個	(1) 氏 名 北海道警察本部総務部会計課	
吸気フィルター 大	54個	(2) 住 所 札幌市中央区北2条西7丁目	
吸気フィルター 小	54個		
ゴミ取りローラー	27個		
搬送ローラー	297個		
ヒートローラー 上	54個		
ヒートローラー 下	54個		
D U プッシュ付ブラケットハウジング 2 個組	54組		
ハロゲンランプ	54個		
温度センサー	54個		
真空パッド 5 個組	8 組		
2 落札を決定した日			
平成19年3月30日			
3 落札者の氏名及び住所			
(1) 氏 名 コニカミノルタアイディシステム株式会社			
(2) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号			
4 随意契約に係る契約金額			
5 型カード基体 400枚×3 入	1 箱あたり 94,200円		
5 型高速型用リボン 2,000枚×1 入×7 種	1 箱あたり 130,000円		
5 型プリンタヘッド	1 個あたり 130,000円		
吸気フィルター 大	1 個あたり 9,000円		
吸気フィルター 小	1 個あたり 5,500円		
ゴミ取りローラー	1 個あたり 21,500円		
搬送ローラー	1 個あたり 1,800円		
ヒートローラー 上	1 個あたり 23,000円		
ヒートローラー 下	1 個あたり 18,000円		
D U プッシュ付ブラケットハウジング 2 個組	1 組あたり 15,000円		
ハロゲンランプ	1 個あたり 10,500円		
温度センサー	1 個あたり 10,000円		

正 誤

○平成19年5月31日（号外第14号）

北海道人事委員会規則7-1138（管理職手当に関する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
14	右	19
誤	別表第2	
正	別表第1	